

1 社会福祉協議会が実践する地域福祉活動

(1) 社会福祉協議会とは（社会福祉協議会の定められた役割）

社会福祉協議会は、社会福祉法第九十九条に定められた事業を行います。

「市町村社会福祉協議会は、次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」（抜粋）次に掲げる事業とは、以下の項目を指します。

社会福祉法

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

上記社会福祉法の規定に基づき、大石田町社会福祉協議会では④に定める事業として定款には、次のように定めています。

大石田町社会福祉協議会
定款

社会福祉法第九十九条④項

- ⑤ 保健医療、教育、その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ⑥ 社会福祉に関するボランティア活動の振興
- ⑦ 共同募金事業への協力
- ⑧ 福祉サービス利用援助事業
- ⑨ 生活福祉資金貸付事業
- ⑩ 心配ごと相談事業
- ⑪ たすけあい金庫貸付事業
- ⑫ 北村山地域生活困窮者自立支援事業
- ⑬ その他この法人の目的達成のため必要な事業

(2) 地域福祉の推進役としての役割と課題

①地域福祉をすすめる公共的な組織として公民の協働の場を提供する。

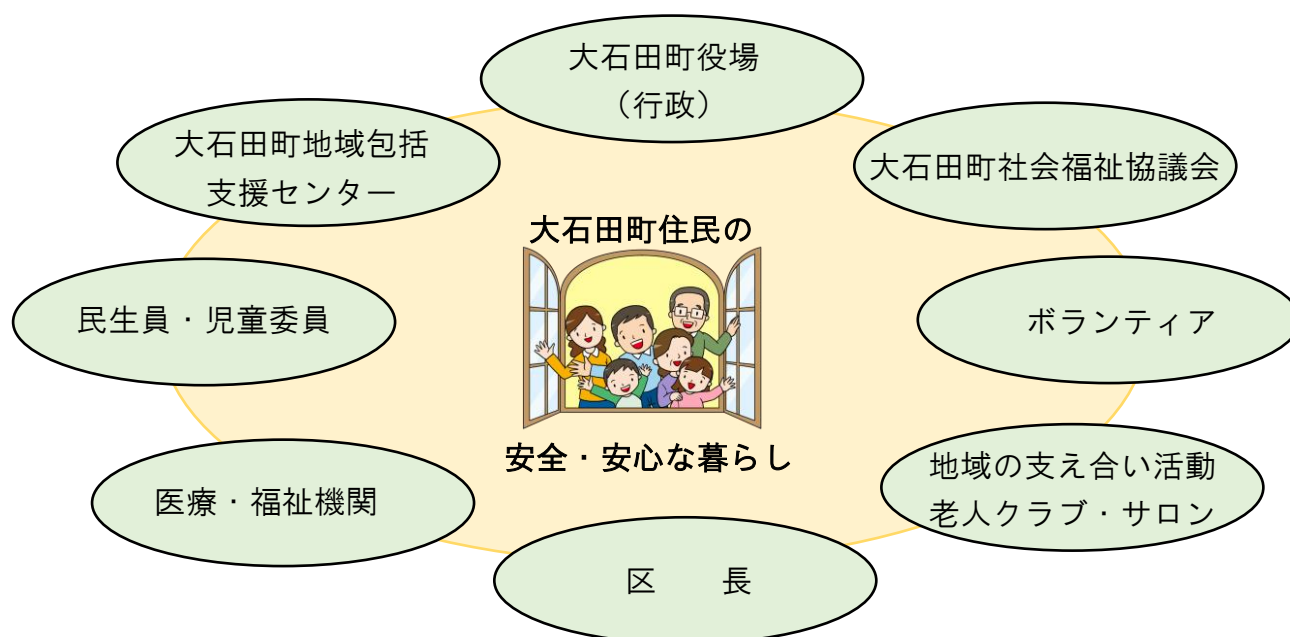
○社会福祉協議会は、地域の様々な関係団体や関係者により構成され、(1)の社会福祉法や定款に基づいて地域の福祉関係者の連絡調整や社会福祉を目的とした活動を支援する公共性・中立性を有する民間組織です。

○このような組織の特性を踏まえて社会福祉協議会が、非営利、営利、公的であるか否かを問わず、様々な活動者や活動団体、地域住民などの相互の協働によって、地域の多様な福祉課題やニーズに応える様々な活動・事業を開発し、さらに大石田町の福祉計画の施策につながるような公民協働の場を提供することが、重要な役割であります。

②コミュニティワークを通して地域の福祉課題を捉える。

○これまで実施してきた大石田町保健福祉課・大石田町地域包括支援センター・大石田町社会福祉協議会3団体合同による「んだんだ講座」は大石田町内全地区を廻り、主に高齢者の福祉課題を捉える場として機能しています。また老人クラブ連合会による各地区でのサロン活動、「地域支え合い応援活動」、鷹巣地区で実験的に行われた「すこやか・安心事業」などの実践の中から、地域の課題をとらえることが重要となります。

③福祉課題解決のための協働のネットワークづくり。



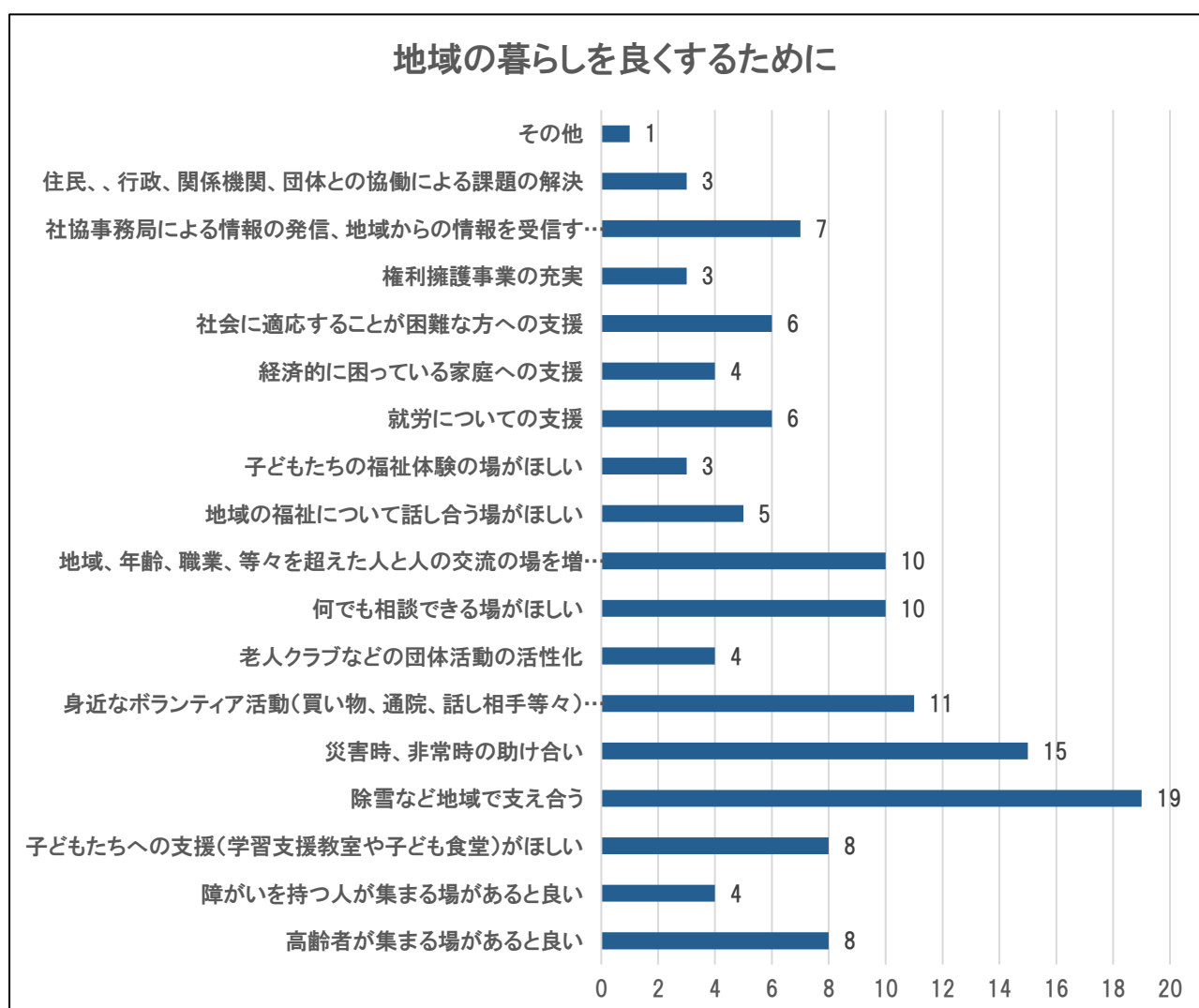
④様々な福祉課題と活動計画の必要性

福祉課題の把握については、地域や各団体へ出向いてのサロン、ワークショップ、各団体の会議に参加させていただき、参加者の意見を聞くという方法と、アンケート様式の調査方法とで課題の把握に努めました。

○「んだんだ講座」やサロン活動を通しての課題把握では、地域で暮らす高齢者に関する課題が多く見られます。介護（健康）に関すること、日常生活に関すること（買い物、除草玄関口の除雪、等々）、地域の暮らしに関する福祉課題があります。

○民生委員児童委員協議会や老人クラブ、障害者団体等に参加しての課題の多くは生活福祉資金をはじめとして生活困窮者に関する福祉課題が主になります。また、災害時の要支援者情報とその支援についても大きく取り上げられています。

○各団体及びサロン活動等において調査したものです。（調査人数 127 人）



2 地域福祉活動計画の策定にあたり

(1) 大石田町福祉計画との一体的策定

福祉課題の調査については、大石田町社会福祉協議会が調査した結果と※大石田町地域福祉計画策定時の調査結果を共有しながら福祉活動計画を設定いたします。調査結果から得られた様々な地域の福祉課題について、行政は行政、社協は社協というようにばらばらでは、効率よく効果を上げることはできません。したがって、大石田町福祉計画策定と連携して行政と一体的に本活動計画を策定することとします。行政としての大きな枠の中での福祉計画に基づき社会福祉協議会を中心として住民自らが気づき、発信し、どのような活動をするのか、その具体的内容がこの大石田町社会福祉協議会福祉活動計画となります。

※大石田町福祉計画「第2章大石田町の現状」参照

(2) 計画の期間（第1期：令和3年～令和12年）

大石田町地域福祉計画の策定期間は令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とし、社会情勢や制度改正、町民ニーズの変化に対応するため、令和7年度に中間見直しをすることとなっています。これを受けて大石田町社会福祉協議会地域福祉活動計画は、基本は令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としますが、令和7年度の中間見直しはもちろんのこと、日々生まれる福祉ニーズに対応できるよう、常に町民の暮らしに目を向け、必要に応じて新たなボランティアの養成や新たな支援の体制づくりなど、柔軟に対応し町民のニーズに応えることとします。

(3) 基本理念の共有

大石田町地域福祉計画では基本理念として次の様に定めています。

健康で安心して暮らせる支え合いのまちづくり

大石田町福祉計画においては、この基本理念のもとに4つの基本目標を置いています。

1. 多様化する福祉課題を連携して支援

2. 地域支え合いの基盤づくり

3. 地域支え合いの仕組みづくり

4. 健康で安心して暮らせるまちづくり

大石田町社会福祉協議会では、基本理念として大石田町福祉計画における「健康で安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を共有し、4つの基本目標においても大石田町福祉計画と共有することとします。

基本目標を同じくして、大石田町社会福祉協議会本来の特性を生かしながら活動内容を設定します。

3 大石田町社会福祉協議会の基本目標

基本目標1 多様化する福祉課題を連携して支援

①多様化する福祉課題（ニーズ）の把握

社会福祉協議会ならではの地域住民との日常的なかかわりや、サロン、見守り支援活動や民生委員・児童委員、区長をはじめとする関係者との連携を通じて、早期に住民ニーズを把握できるように努めます。

実施計画

【講座やサロンを通してのニーズ把握】

「んだんだ講座」

地区区長、民生委員、老人クラブ、地域包括支援センター、大石田町役場保健福祉課、大石田町社会福祉協議会、共催による各地区を巡回しての懇談会。地域の方々への健康教室、詐欺被害の防止等を伝え、地域の困りごとについても話し合います。

「老人クラブ活動」

大石田町老人クラブ連合会を中心に、各単位クラブで行われる老人クラブ活動とその支え合い活動。コロナ禍以前はスポーツ、花見、旅行等年間スケジュールは豊富でした。近年はクラブ数の減少が著しいです。



「地域サロン活動」

老人クラブが中心となつてのサロン活動や、老人クラブが無い地区での自主的なサロン活動。楽しくお茶飲み会がサロンの原点。ルールは自分たちが作ります。地区全体に活動を広げるのが課題となります。

「障がい者サロン活動」

身体障がい者福祉会を中心とする月2回の交流サロン、社会福祉法人ふたば保育園の協力を得て、障害者スポーツサロンとカラオケ交流会があります。健常者との交流もあり、楽しく活発に活動しています。

「手をつなぐ育成会親子ふれあい研修」

知的障がいを持つ子どもと保護者の研修と交流の場。年に一度ですが、親も子も楽しい一日を過ごします。会員は成年後見の研修会を開くなど活動しています。楽しい活動の中にも、「親なき後」等切実な福祉課題を会員同士で共有しています。

「戦没者遺族会 追悼式・研修」

戦没者遺族会の研修会。高齢化する戦没者遺族からも様々な福祉課題を見つけることができます。8月20日の追悼式に合わせて集まります。「戦後」が遠くなりつつありますが、決して忘れてはならない重要な役割を担っています。

「社協事務所サロン」

毎日のように要支援者がお茶のみに来ますが、改まった支援活動とは違い、要支援者同士の情報交換や、健常者との交流や励まし合いも見られます。事務所に来るとき「ただいま」、帰るときは「行ってきます」とあいさつをする方もいます。

事務所に寄るのが日課となっている方が現在7名ほどいます。事務所でサロンを開いているわけではありませんが、職員と顔を合わせ、自分と社会の繋がりを確認しているように見えます。

【見守り活動を通してのニーズ把握】

「配食サービス」

令和2年度年間22回、毎月2～3回、一人暮らしの高齢者等に民間業者や食生活改善推進員がお弁当を作り、福祉ボランティアいこいの会が中心となって、弁当を届けます。配食時には対象者の様子を観察し、その結果によって関係機関と情報共有し対応します。配食時の観察対応によって、福祉サービスに結び付けたケースも多くあります。

「冬季見守り活動」

除雪ニーズの調査を目的としますが、地域を巡回して個人の健康状態や、困りごと、雪の始末等様々な地域の福祉課題を見つけます。特に一人暮らしの高齢者からは、「話し相手」として訪問を心待ちにしている方が多く見られます。

②福祉課題に応じた連携

区長、民生委員、地区住民、老人クラブ、身体障がい者福祉会、手をつなぐ育成会、福祉ボランティアいこいの会、食生活改善推進員連絡協議会、地域包括支援センター、大石田町共同募金委員会、大石田町役場保健福祉課その他必要に応じて様々な機関と連携して支援を行います。

【新たな社会資源の開発】

課題によってどのように連携するか、ケースバイケースですが、ケースによっては上記以外の支援が必要な場合もあり、あらたな社会資源としてのボランティアの開発が必要になります。例えば、移動支援のボランティア、子ども食堂のボランティア、買い物支援のシステムなど新たなシステムの開発などのほかに、社協としてのアウトリーチ機能の強化などが求められます。

買い物ツアー



基本目標2 地域支え合いの基盤づくり

地域福祉への理解、担い手の育成

ハード面での基盤づくりにおいては、空き家を活用した集いの場を作る場合など、ハード面整備に対する共同募金からの助成が考えられますが、社会福祉協議会としてはソフト面での基盤づくりが主になると思われます。

実施計画

【講座・研修会等の福祉教育を通して】

「んだんだ講座」

ニーズ把握はもちろんのこと、健康維持のための講座や福祉制度についての理解を深め、地域で支え合い活動をするための基盤を作ります。まず、人が集まることが基盤作りのスタートです。

「福祉生きがい講座」

地域の歴史や自然を学んだり、地域支え合い活動の先進地事例を学んだりして、地域への思いやこれからの地域の在り方を学びます。郷土の歴史を学ぶことは福祉課題と直接結びつかないように思われますが、郷土を愛することはそこで暮らす人々への思いにも繋がります。

「ボランティア養成講座・ボランティアセンターの設置」

新たな社会資源の開発として、地域で支え合うための新たなボランティア活動が必要となってきます。買い物支援を含める移動支援、ゴミ出しなどの日常生活支援、子ども食堂スタッフ、災害ボランティアセンター運営スタッフ、炊き出し等の避難所支援スタッフ、障がい者や高齢者、心に傷を負った人への傾聴ボランティアなど福祉課題に応じた新たなボランティアを養成することが急務となっています。

また、通常のボランティアセンターを年間通じて設置することにより、様々なボランティア団体のサポートや活動の調整を行い、大石田町にボランティア文化を根付かせ、地域の支え合いの中心となって活躍できるようにします。

「各団体における研修活動」

老人クラブ連合会、身体障がい者福祉会、手をつなぐ育成会、戦没者遺族会、福祉ボランティアいこいの会、等大石田町社会福祉協議会が事務局を受け持っている団体それぞれの研修活動も基盤づくりにとっては重要であります。

【法人間協定等の推進による強固な基盤づくり】

昨年は社会福祉法人ふたば保育園との法人間協定を結び、災害時に大きく機能しました。また涌谷町社会福祉協議会とは、直接の協定は結んでいませんが大石田町の友好協定により災害時に機能しました。今後も近隣社会福祉協議会や企業との災害協定等の締結を積極的に結んでいく予定であります。社会福祉法人間の連携、協定については全国社会福祉協議会でも推奨しています。またこの度の水害ではアイジー工業など民間企業の力が大きな支えになりました。積極的に近隣地域を含めての防災基盤作りが必要と思われれます。

【他市町のボランティア団体、NPO との連携による広域的基盤づくり】

生活困窮者相談自立支援事業において、フードバンク NPO との連携や商店、スーパーとの連携により、困窮者への支援がより重層的になってきました。また、山形県福祉課、ハローワーク、就労準備訓練施設、労働者福祉協会、ひとり親家庭福祉会との連携により、専門的且つ実践的な基盤が整備されてきました。このように広域でのスケールメリットを生かすことによって、最新の情報を得ながら福祉活動に生かすことができます。

手をつなぐ育成会研修会



令和2年度思いやりの集い



基本目標3 地域支え合いの仕組みづくり

令和1年度には大石田町老人クラブ連合会がみずほ教育福祉財団の助成による「地域支え合い応援事業」に取り組みました。4地区の老人クラブが老人クラブ活動の中でサロン活動を中心に地域支え合いの実践に取り組みました。令和2年度においては山形県の助成事業である「すこやか・安心地域づくり推進モデル事業」を鷹巣地区において実践しました。鷹巣地区の支え合いの実践においては、買い物支援として「買い物ツアー」が実験的に行われました。健康づくりにおいては「百才体操」を中心に取り組み、除雪等の見守り支援については「鷹巣安心見守り隊」を結成するに至りました。

このような実験的な取り組みを重ねながら、大石田町全体に「地域支え合いの仕組み」を浸透させていく予定です。

実施計画

「サロン活動の展開」

サロン活動未実施地区を重点的に、サロン活動を展開します。まずは地域の方々が集まる場所から支え合い活動が始まります。コロナ禍により人が集まるのが困難な状況ではありますが、対策をしっかりとって取り組みます。



「買い物支援システムの拡大」

鷹巣地区で始まった「買い物ツアー」を他地区にも拡大して実践します。また、商工会とも連携して「御用聞き」システムを検討、実践します。実験的試みからのスタートとなります。実際に運用してみても課題等を把握しながら進めます。

「移動支援」

公共交通不便地区の方々を中心に移動支援のあり方を検討し、実践します。デマンド交通等様々な移動支援システムがありますが、ボランティアによる無料送迎についても視野に入れながら検討して進めます。

「間口除雪を含めた日常生活支援」「福祉推進員」

地区に「福祉推進員」を置き、「福祉推進員」の支援の範囲等を検討し、実践します。「福祉推進員」については区長さん、民生委員さんなど地区の皆さんの意見を聞きながら、現実的に活動できる体制づくりを目指します。

「ふれあい食堂・子ども食堂の実践」

ふれあい食堂は主に高齢者、障がい者を対象に実践してきましたが、日曜日の学習支援教室に合わせ、ボランティアとの連携により子ども食堂を実践します。食を通してひとり暮らし高齢者、ひとり親家庭、困窮家庭の支援をします。

「学習支援教室」

ひとり親家庭福祉会が中心となって、ひとり親家庭の子どもたちや生活困窮家庭の子どもたちに学習教室を実践しています。先生は現役の山形大学の学生です。宿題の指導から受験指導までできます。

「食糧支援」

大石田町民からの寄付とフードバンクとの連携により生活困窮家庭に食糧の支援を行います。コロナ禍により困窮家庭が増えつつあるように思われます。

「共同募金活動」



赤い羽根共同募金は地域の福祉活動のために、歳末たすけあい募金は地域の生活困窮者を支える経済的な支え合い活動であります。

また、共同募金活動とは別に「火災見舞い制度」があり、火災により家屋が焼失し、生活に使用をきたした場合の貴重な支えとなります。

その他、全国で発生した自然災害の被災者支援、復興支援のための募金も大切な支え合いになります。

基本目標4 健康で安心して暮らせるまちづくり

【健康で安心な暮らしを守るセーフティネットの機能（相談事業）】

社会福祉協議会本来の機能ともいうべき「セーフティネット」としての機能があります。社会福祉協議会はそのセーフティネットをフル活用して大石田町民の健康で安心な暮らしを守ります。

実施計画



「たすけあい金庫」

大石田町独自の緊急小口資金貸付制度。10万円を限度として必要に応じて借りることができます。

「生活福祉資金貸付事業」

もともとは民生委員制度から始まった国の資金貸付制度。生活支援のための資金として住宅のリフォームから子どもの教育費まで幅広く利用できます。福祉目的のため、所得制限があります。

「日常生活自立支援事業」

主に判断能力が不十分な高齢者や障がい者を対象として、地域において自立した生活を送ることができるよう、福祉サービス利用の援助を行います。

「生活困窮者自立相談支援事業」

経済的に困窮状態となった方々への支援、ひきこもり者への支援を行います。就労経験の無い方には就労準備支援事業、職を探している方にはハローワークと連携しての就労支援、家計のやりくりを指導する家計相談支援、住宅確保支援、生活保護制度との関連の中で、個人に応じたプランを立て支援します。

「心配ごと相談・無料法律相談」

月に2回の心配ごと相談、各月に行われる無料法律相談など、日常の困りごとや相続など、専門的なアドバイスが受けられる。

【健康で安心な暮らしを守るセーフティネットの機能（災害対応）】

実施計画

【災害ボランティアセンター】

災害が発生し、住民に被害が出た場合は、いち早く生活が復旧し日常生活が送れるようにボランティアの力によって被災した家庭の復旧支援をします。災害ボランティアセンターの設置にあたっては町に災害対策本部が設置され、災害対策本部の中において設置が検討されます。（大石田町防災計画・大石田町社会福祉協議会災害ボランティアセンター設置マニュアル参照）



【除雪ボランティアセンター・除雪ボランティア】

豪雪時には、ボランティアを募集し、高齢者宅等支援が必要な家庭の除雪を行います。状況によって町内のみのボランティア募集、町外、県外からの募集を行うこともあります。また、除雪ボランティア活動は「福祉教育」のうえで非常に重要な役割を持っています。要援護者宅の除雪を中学生、高校生、大学生などが行うことは貴重な体験になります。

【冬季見守り巡回】

一人暮らし高齢者宅等を訪問し、除雪や買い物等で困ってはいないか、健康状態はどうかなど、見守り登録していただき冬季間巡回します。

